

熊谷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 8 月 1 日

熊谷市教育委員会



熊谷市教育委員会

教育長

渋谷昌美

熊谷市教育委員会規則第 7 号

(別紙)

熊谷市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市公民館条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 熊谷市第 3 中央公民館の項中「条例第 1 条に規定する熊谷市大幡公民館」を「熊谷市立地域会館条例（令和 7 年条例第 55 号）第 2 条に規定する熊谷市立大幡会館」に改め、同表熊谷市東部公民館の項中「、熊谷市佐谷田公民館」を削り、「熊谷市星宮公民館」を「熊谷市星宮公民館並びに熊谷市立地域会館条例第 2 条に規定する熊谷市立佐谷田会館」に改め、同表熊谷市西部公民館の項中「、熊谷市大麻生公民館」及び「、熊谷市三尻公民館」を削り、「熊谷市新堀公民館」を「熊谷市新堀公民館並びに熊谷市立地域会館条例第 2 条に規定する熊谷市立三尻会館及び熊谷市立大麻生会館」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。